

『地方税お支払いサイト』全国で一斉に開始

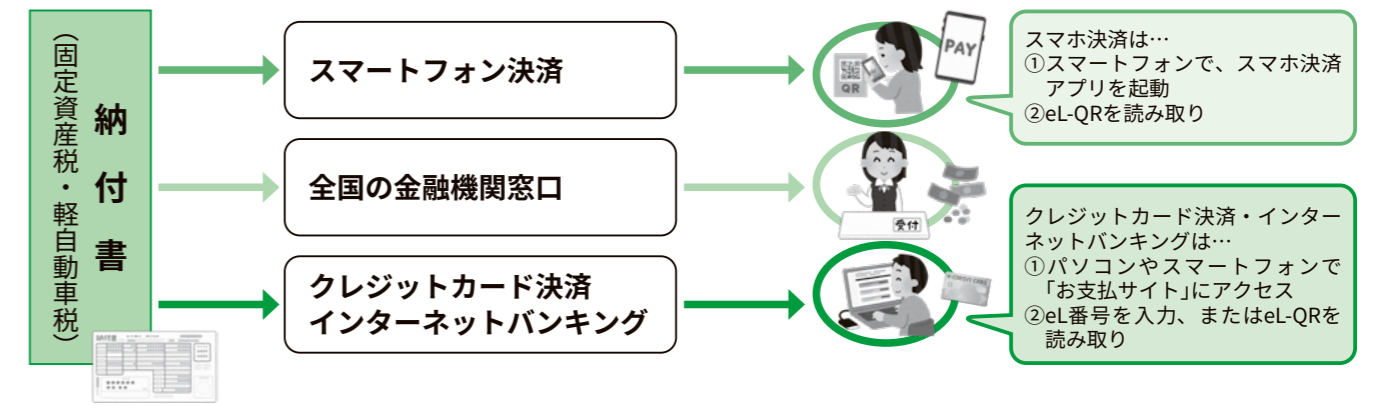
固定資産税と軽自動車税の納付手段が拡大します

●問い合わせ先 税務課 ☎096-248-1114



4月1日から、固定資産税と軽自動車税の納付が、スマートフォン決済・全国の金融機関窓口・クレジットカード決済・インターネットバンキングで納付ができるようになりました。

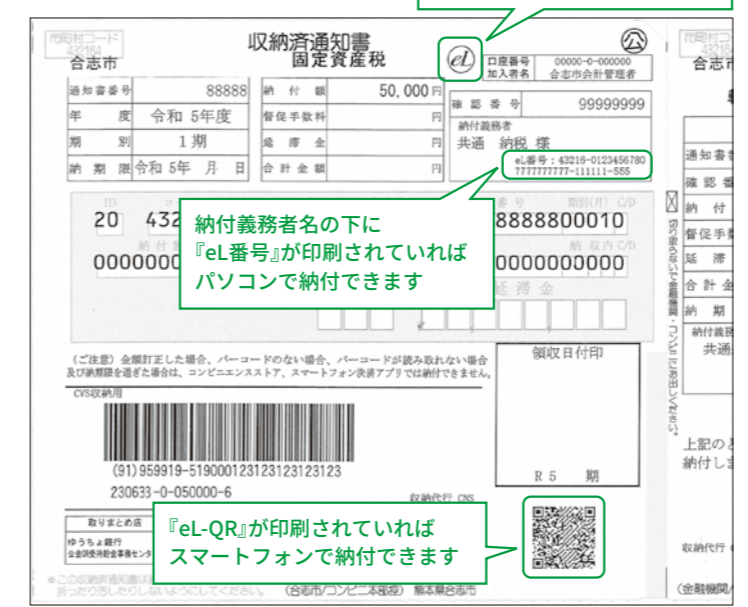
▼納付イメージ



▼使用できる納付書

4月1日以降に発行した**固定資産税**または**軽自動車税**の納付書で、納付書のおもて面に『eLマーク』『eL番号』『eL-QR』が印刷されている納付書が対応しています。
 ※口座振替不能通知はパソコンを使用した納付のみ対応（納付書に記載の『eL番号』を入力します）

▼使用できる納付書の例



▼利用できる決済手段

以下の決済手段を用いた納付ができます。詳しくは『地方税お支払サイト』で確認してください。

- ・スマートフォン決済
- ・全国の金融機関窓口
- ・クレジットカード決済
- ・インターネットバンキング

地方税お支払サイト

地方税のお支払が便利・簡単に

スマホやパソコンでお支払が可能です

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

▼引き続き、口座振替もお勧めしています

以下の金融機関が利用できます。
 肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本県信用組合・菊池地域農業協同組合・ゆうちょ銀行（全国）

※『地方税お支払いサイト』は、全国の地方自治体で一斉に納付手段を拡大するため、地方税共同機構が導入したものです。対象税目は、今後も拡大する予定です

▼令和5年度 市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税	市県民税・固定資産税・国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限	
全期	5月31日(水)			4月28日(金)	
第1期		6月30日(金)	左記と同じ	5月31日(水)	
第2期		7月31日(月)		6月30日(金)	
第3期		8月31日(木)		7月31日(月)	
第4期		10月2日(月)		8月31日(木)	
第5期		10月31日(火)		9月29日(金)	
第6期		11月30日(木)		10月31日(火)	
第7期		12月28日(木)		12月25日(月)	11月30日(木)
第8期		1月31日(水)		左記と同じ	12月28日(木)

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出は、上記の提出期限よりさらに1カ月前まで

税金は必ず納期限内に納めましょう。

税金は納期限内に納めましょう

●問い合わせ先 税務課 ☎096(248)1114

市税の納付は口座振替が便利

口座振替の手続きを行なうと、金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配もありません。
 年度途中の申し込みもできます。

▼**口座振替や納付ができる金融機関**
 菊池地域農業協同組合・肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本県信用組合・ゆうちょ銀行

▼**手続きに必要なもの**
 ・預金通帳(口座番号確認のため)
 ・金融機関届出印

▼**納税通知書(納税義務者確認のため)**
 ▼**受付場所**
 税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所、右記の市内金融機関(ゆうちょ銀行は郵便局の窓口のみ受け付けています)

市税などを滞納すると、延滞金の加算や財産の差し押さえを行なうこととなります。何らかの理由で納期限内納付が困難な場合はご相談ください。

令和5年度軽自動車税(種別割)の減免申請

申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けられます。

- ▼**対象**
- ・障害者手帳をお持ちの人が所有する軽自動車など
 - ・精神障がいがある人または18歳未満の身体障害者手帳をお持ちの人と同一生計の家族などが所有し、通院、通学などに使う軽自動車など
 - ※障がいの程度により該当にならない場合があります
 - ※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けられません
- ▼**申請期間** 5月初旬に発送する納税通知書が届いてから5月24日(水)まで(平日のみ)
- ▼**必要書類等**
- ① 納税通知書(納付せずにお持ちください)
 - ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のどれか
 - ③ 運転者の運転免許証
 - ④ 自動車検査証(車検証)
 - ⑤ 所有者のマイナンバーが分かるもの
 - ⑥ 運転者が障がい者本人以外の場合はその他添付書類
- ※詳しくは市のホームページでご確認ください

▼受付場所 税務課



固定資産税課税台帳を縦覧・閲覧できます

縦覧 納税者が市内の土地・家屋の価格を確認できます。

▼**縦覧期限** 6月30日(金)(平日のみ)

▼縦覧・閲覧ができる人

資格者	縦覧	閲覧
納税者	○	○
免税点未満(注)により課税が発生しない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族(委任状が必要)	○	○
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	○ 当該権利の目的である土地・家屋に限る
1月1日以降の新所有者	×	○

▼**受付場所** 税務課
 (注)同一市町村に有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額に満たない(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)にて